

件名	該当者	手続方法等	お問い合わせ
自動車検査証	登録自動車及び小型の二輪自動車の所有者及び使用者	原則住所変更の手続は必要ありません。 新町名に変更されたものとみなされますが、申請により変更することができます。変更を希望される方は、熊谷自動車検査登録事務所にお問い合わせください。	埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所登録部門 〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原701-4 TEL048-532-8121
軽自動車届出済証	軽自動車(126CC以上250CC以下)の所有者及び使用者	原則住所変更の手続は必要ありません。 新町名に変更されたものとみなされますが、申請により変更することができます。変更を希望される方は、熊谷自動車検査登録事務所にお問い合わせください。	
自動車検査証	軽自動車(三輪、四輪)の所有者及び使用者	原則住所変更の手続は必要ありません。 新町名に変更されたものとみなされますが、申請により変更することができます。変更を希望される方は、軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 〒366-0812 深谷市折之口1990-8 TEL048-574-1662 テレホンサービス048-551-2131
建設工事の入札参加資格審査	資格審査を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県県土整備部建設業課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL048-830-5183
建設業許可	許可証をお持ちの方		
解体工事業の登録	登録を行っている方		
浄化槽工事業の登録	登録を行っている方		
特例浄化槽工事業の届出	届出を行っている方		